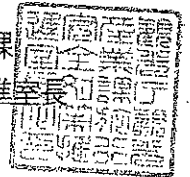




観 産 第78号
平成28年5月25日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課
旅行安全対策推進室長



ボランティアツアー実施にかかる旅行業法上の取扱いについて

先般発生した平成28年熊本地震を契機に、旅行業の登録を受けていないNPOや社会福祉協議会等が主催者となり、ボランティア参加者を募集し、参加代金を収受した上でボランティアツアーを実施しようとしている事例が見受けられます。

その際、鉄道・バス・飛行機・タクシーなどの運送サービスやホテル・旅館などの宿泊サービスの手配を伴うボランティアツアーについては、旅行業法により、観光庁長官または都道府県知事の登録を受けた旅行者でなければ取り扱うことができないこととなっております。

従って、このようなボランティアツアーの実施については、主催者が旅行業の登録を受けるか、または、旅行業法施行要領(平成17年2月28日付け 国総旅振第386号)第1 定義(法第2条)における2 企画旅行契約(法第2条第4項)3)(4)に基づき取り扱われるよう、貴都道府県内関係部局及び貴都道府県内でボランティアツアーを実施しようとしている団体等への周知等、よろしくお取り計らい願います。

旅行業法施行要領 第1定義における2 企画旅行契約3)(4)抜粋

以下の事例のように、オーガナイザー(旅行業者または旅行業者代理業者以外の者)が旅行業務に該当しないイベント等の企画を実施する場合の募集広告の表示等については、以下による。

(例)①海外留学ツアー

┌	海外留学あっせんーイベント事業者
	旅行企画・実施ー旅行業者

②ハネムーンツアー

┌	挙式ーイベント事業者
	旅行企画・実施ー旅行業者

③交流ツアー

┌	交流行事ーイベント事業者
	旅行企画・実施ー旅行業者

イ) 旅行の企画・実施部分については、旅行業者が全ての責任を負うことを明示すること。

ロ) 旅行の企画・実施部分の代金を分離し、参加者は旅行業者に支払うべきものとする。

ハ) 募集広告上の表示は、原則として以下の事例のいずれかに従うこと。

(例) ①旅行の企画・実施者を旅行業者のみとし、費用も全額を旅行業者に支払う。

共同企画	イベント事業者、旅行業者
旅行企画・実施	旅行業者
費用	全費用
費用支払先	旅行業者

②費用、責任をイベント部分と旅行企画・実施部分に分けて表示する。

イベント企画	イベント事業者
旅行企画・実施	旅行業者
費用	イベント参加費用と旅行費用を分離表示
費用支払先	旅行費用については旅行業者

③旅行の企画・実施部分を含まない企画にしてしまう。

イベント企画	イベント事業者
費用	イベント参加費用のみ
旅行についての表示例	
(イベント参加者は〇〇旅行業者が旅行企画・実施する××ツアー(△△円)に参加できます。(別途旅行業者に申し込んで頂きます。))	